

2. 令和3年度介護報酬改定の経過措置への対応について（確認）

1. ① 感染症対策の強化

概要

【全サービス★】

- 介護サービス事業者に、感染症の発生及びまん延等に関する取組の徹底を求める観点から、以下の取組を義務づける。その際、3年の経過措置期間を設けることとする。【省令改正】
 - ・ 施設系サービスについて、現行の委員会の開催、指針の整備、研修の実施等に加え、訓練（シミュレーション）の実施
 - ・ その他のサービス（訪問系サービス、通所系サービス、短期入所系サービス、多機能系サービス、福祉用具貸与、居宅介護支援、居住系サービス）について、委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等

感染対策の取り組み

- 感染対策委員会の設置・開催運営（概ね6月に1回以上）
- 感染対策のための指針の整備
- 職員研修の実施（年1回以上及び新規採用時）
- 訓練（シミュレーション）の実施(年1回以上) 等
- 令和6年3月31日まで経過措置（運営基準）



<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/000814179.pdf>

お役立ちツール

- 厚生労働省「介護事業所等向けの新型コロナウイルス感染症対策等まとめページ」
(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/taisakumatome_13635.html)
- 厚生労働省「介護保険サービス従事者向けの感染対策に関する研修」
(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/kansentaisaku_00001.html)
- 厚生労働省「感染対策マニュアル・業務継続ガイドライン等（障害福祉サービス用）（指針のひな形が掲載されています）」
(https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_15758.html)
- 大阪府「社会福祉施設等における新型コロナウイルス感染症対策」
(<https://www.pref.osaka.lg.jp/fukushisomu/kansentaisaku/index.html>)

1. ② 業務継続に向けた取組の強化



概要	【全サービス★】
<p>○ 感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、全ての介護サービス事業者を対象に、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等を義務づける。その際、3年間の経過措置期間を設けることとする。【省令改正】</p>	

(参考) 介護施設・事業所における業務継続計画（BCP）ガイドラインについて

- 介護サービスは、利用者の方々やその家族の生活に欠かせないものであり、感染症や自然災害が発生した場合であっても、利用者に対して必要なサービスが安定的・継続的に提供されることが重要。
- 必要なサービスを継続的に提供するためには、また、仮に一時中断した場合であっても早期の業務再開を図るためには、業務継続計画（BusinessContinuityPlan）の策定が重要であることから、その策定を支援するため、介護施設・事業所における業務継続ガイドライン等を作成。

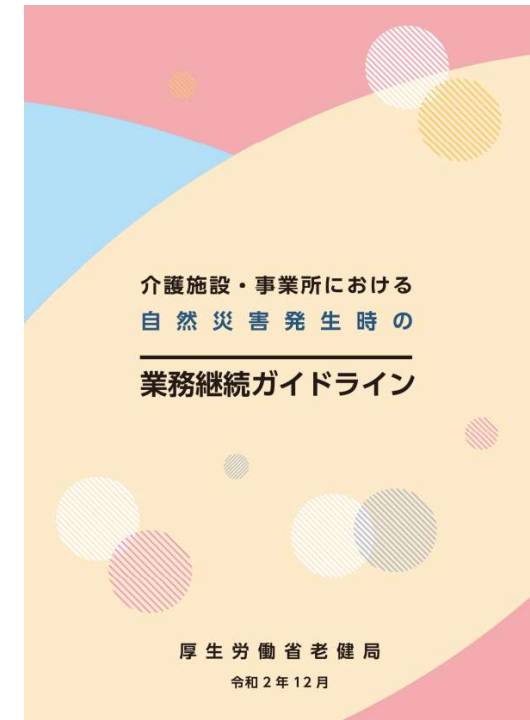
（令和2年12月11日作成。必要に応じて更新予定。）

掲載場所：https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaiigo/kaiigo_koureisha/taisakumatome_13635.html

介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン	
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> ❖ ポイント </div> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 各施設・事業所において、新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応や、それらを踏まえて平時から準備・検討しておくべきことを、サービス類型に応じた業務継続ガイドラインとして整理。 ✓ ガイドラインを参考に、各施設・事業所において具体的な対応を検討し、それらの内容を記載することでBCPが作成できるよう、参考となる「ひな形」を用意。 	
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> ❖ 主な内容 </div> <ul style="list-style-type: none"> ・ BCPとは ・ 新型コロナウイルス感染症BCPとは（自然災害BCPとの違い） ・ 介護サービス事業者に求められる役割 ・ BCP作成のポイント ・ 新型コロナウイルス感染（疑い）者発生時の対応等（入所系・通所系・訪問系） 等 	
介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン	
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> ❖ ポイント </div> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 各施設・事業所において、自然災害に備え、介護サービスの業務継続のために平時から準備・検討しておくべきことや発生時の対応について、サービス類型に応じた業務継続ガイドラインとして整理。 ✓ ガイドラインを参考に、各施設・事業所において具体的な対応を検討し、それらの内容を記載することでBCPが作成できるよう、参考となる「ひな形」を用意。 	
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> ❖ 主な内容 </div> <ul style="list-style-type: none"> ・ BCPとは ・ 防災計画と自然災害BCPの違い ・ 介護サービス事業者に求められる役割 ・ BCP作成のポイント ・ 自然災害発生に備えた対応、発生時の対応（各サービス共通事項、通所固有、訪問固有、居宅介護支援固有事項） 等 	

業務継続に向けた取組の強化

- 感染症及び自然災害発生時の業務継続計画（BCP）の策定
- 研修の実施（年1回以上）
- 訓練（シミュレーション）の実施（年1回以上）等
- 令和6年3月31日までは経過措置（運営基準）



お役立ちツール

- 厚生労働省「介護施設・事業所における業務継続計画（BCP）作成支援に関する研修」
(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/douga_00002.html)
- 大阪府「超簡易版BCP『これだけは！』シート（自然災害対策版）」
(<https://www.pref.osaka.lg.jp/keieishien/bcp/tyoukannibanbcp.html>)
- 大阪府「超簡易版BCP『これだけは！』シート（新型コロナウイルス感染症対策版）」
(https://www.pref.osaka.lg.jp/keieishien/bcp/tyoukannibanbcp_2.html)

大阪府 超 簡易版BCP「これだけは！」シート（自然災害対策版）

策定・最終更新日：2022年1月17日

従業員（社長・役員・従業員・パート・アルバイト・派遣社員等）とその家族を守るため、そして事業を継続させることで、地域・社会に貢献するため、このシートを策定します。

記入例

1. 基本情報

企業名・業種・工場名など	経営革新株式会社	所在地	大阪市住之江区南港北1-14-16	事業継続目標（注1）	主力商品の○○○製造（○日以内に平常時の○○%の供給再開）
事業継続方針	・従業員（社長・役員・従業員・パート・アルバイト・派遣社員等）及び家族の人命安全を最優先とする。 ・事業継続に必要な体制を構築し、災害等の緊急事態の発生時においても製品・サービスの供給責任を果たす。		主な委託先（※）（仕入先・協 力会社・運送会社・派遣会社等）	大阪府株式会社（主力商品の○○○の□□部品の仕入先）、大阪府加工株式会社（□□部品の加工委託先）、大阪府運送株式会社（主力商品の○○○の運送委託先）	

※「主な委託先」は、相手方の事業が中断した場合に、自社の事業も中断してしまう関係性にある相手方で、サプライチェーン対策の対象となる組織のことで、

2. ハザードマップから考えるBCPの発動条件

自社の所在地の災害リスクをハザードマップで確認し、その結果をふまえてBCPの発動条件を設定します。

ハザードマップを確認し、当社所在地で発生しうる災害リスクに「○」を記入	○	地震	○	津波	所在地における 当社のBCP 発動条件	地震	震度 5強 以上を観測した場合（注3）
	○	洪水・高潮（外水氾濫）（注2）	—	内水氾濫（注2）		水害	警戒レベル4「避難指示」（危険な場所から全員避難）（注4）
	—	土砂災害（地滑り等）	—	液状化		土砂災害	警戒レベル3「高齢者等避難」（危険な場所から高齢者等は避難）

※「その他」は地震や風水害などの自然災害だけでなく、ハザードマップでは把握できないテロリズムや情報セキュリティ事故、公共交通機関の計画運休が実施される場合等も設定可能です。

3. BCPの発動時の組織体制

緊急時の組織体制を事前に決定します。

従業員間の連絡方法	<input type="checkbox"/> メール <input type="checkbox"/> SNS（LINE等でグループ作成） <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> その他（ ）				
BCP担当	① 最新の災害及び被害に関する情報を収集するとともに社内外への情報発信を行う。 担当： 江坂 副担当： 中津				
社長（司令塔）	② 災害発生時・事業中断時における取引先や消費者に対する供給責任に関する対応を行う。 担当： 桃山 副担当： 中島				
予備担当者	③ 災害発生時に必要とされる予算の管理を行う。（設備復旧費用・資金繰り等） 担当： 緑地 副担当： 南方				
現場担当者	④ 災害発生時における現場での事業継続目標をふまえた初動対応及び復旧対応について対応を行う。（非常招集、安全確認、安否確認、応急処置、救護・救助）部門（総務・製造ライン等）ごとに配置が必要な場合は複数名選任。 担当： 里中 副担当： 三国				
特命担当者	⑤ ①～④の役割と責任の範囲外のこと、別途責任者を定める必要がある場合に、特命担当責任者を選任する。（例：法務等） 担当： 副担当：				
就業時間外 発災時 参集メンバー	大阪社長、桃山、江坂、緑地、里中、田辺、王寺、阿倍 経営者層や管理職、担当等に加え、会社に遠くから参集できるメンバーをご記入ください。				
代替拠点	大手前営業所（予備オンラインバンキング用パソコンあり）TEL：06-****-****		MOBIO工業株式会社（業務提携先）TEL：06-****-****		
避難場所	○△総合公園		職場の安全が保てない場合（地震、津波、高潮、洪水、土砂災害、大規模火災など）の避難場所及び避難所の確認をしておいてください。災害種別によって個別に設定されている場合があります。		
避難所	○△小学校体育館				

4. 発災時の出社・帰宅体制（休日含む）

従業員の出社・帰宅体制の確認と、自社独自ルールを決定します。（注5）

出社・帰宅時間帯に発災	原則（適用するもの）	自社独自ルール
	<ul style="list-style-type: none"> （出社時）原則、自宅待機又は自宅に戻る。職場に近い場合は職場へ。 （帰宅時）原則、職場内待機又は職場に戻る。自宅に近い場合は自宅へ。 駅等にいる場合は、公共交通機関等の指示に従う。長時間行き場がない場合は、避難所等へ避難する。 職場以外の場合は、必ず会社に連絡する。 	<ul style="list-style-type: none"> 「3. BCPの発動時の組織体制」及び「就業時間外 発災時 参集メンバー」のメンバーは安全が確保できれば会社に参集。 上記メンバー以外の従業員は上長から指示があるまでは自宅待機。
就業時間外に発災（休日等）	<ul style="list-style-type: none"> 自宅待機。 身の安全を優先したうえで、「就業時間外 発災時 参集メンバー」は出社。 	「就業時間外 発災時 参集メンバー」以外の従業員は上長から指示があるまでは自宅待機。

上記ルールは、発災後、すぐに逃げないといけないような津波等の災害の場合は除きます。（人命の安全確保が最優先です。）

津波浸水想定区域に職場がある場合…津波警報・避難指示等が発令されたら、備蓄物資があっても内陸の高台に避難！（ただし時間がない場合は、とにかく高い所へ！）

5. 減災の事前対策

「6. BCPの発動時から復旧に向けて」の「必要な事前対策」を含みます。

5-1. 備蓄物資 従業員1人に対し、最低3日分が目安。保管場所は災害被害が及ばない場所に設定。					備蓄物資の確認 毎年1月に実施		
備蓄物資	備蓄完了	1人あたりの必要量		従業員数（人）	最低限必要な備蓄量	保管場所	
飲料水	<input type="checkbox"/>	1日3リットル	×3日=	9	17	153 リットル	○○倉庫
食料	<input type="checkbox"/>	1日3食	×3日=	9	17	153 食	
簡易トイレ	<input type="checkbox"/>	1日5回分	×3日=	15	17	255 回	

5-2. 訓練・演習の実施

従業員や拠点間の連絡手段を用いた訓練、出社・帰宅に関する訓練、発災時を想定したシナリオに基づく演習に取り組み。従業員には自社のBCPの取り組みを教育（入社時、定期的な研修等）。

5-3. 保険共済への加入

休業補償・自然災害対策も必要。水害による被害が補償されるか契約内容を要チェック！

火災保険 地震特約 休業対応応援共済 業務災害保険 福祉共済 生命保険 その他（ ）

6. BCPの発動時から復旧に向けて

経営資源（人・物・金・情報）及び事業継続目標を意識した行動を行います。

	担当	まず最初に取り組むこと	次に取り組むこと	必要な事前対策
従業員の安全確認	①④	怪我をすらすらの救済・作業場所から安全確認を実施し、負傷者がいないか確認する。（自宅や出先にいる従業員も含む。）	自傷者がいる場合は救護を行う。2次災害の危険性がある場合は、避難場所に避難誘導を行う。	安否確認手段の確立 ・身体防護及び救護救助用品の配備 ・避難経路の確保
来訪者の安全確認	④	来訪者が立ち入る場所の安全確認を実施し、負傷者がいないか確認する。	自傷者がいる場合は救護を行う。2次災害の危険性がある場合は、避難場所に避難誘導を行う。	・身体防護及び救護救助用品の配備 ・避難経路の確保
自社の被害状況の把握	①④	社屋や敷地内の設備機器だけでなく、隣接する建物なども含めた被害状況を確認する。	設備管理会社や保守会社に連絡し、被害箇所に対して応急処置を行う。	被害状況チェックシートの作成 ・緊急連絡先一覧表の作成
主な委託先の被災状況の把握	②	災害情報を収集し、被災地域内に主な委託先が占められていないか確認する。	被災地域内に主な委託先に連絡し、製品・サービスの供給に影響が無いか確認する。	・サプライチェーンマップの作成 ・代替手段及び代替調達先の確保
事業継続目標を踏まえた早期復旧への取り組み	①～④	事業継続目標に関わる経営資源（人・物・金・情報）に被害が及んでいないか確認する。	事業継続目標の達成を最優先とした復旧対応を行う。（優先順位を意識した対応を行う。）	・事業継続目標の社内周知 ・事業継続目標に関わる経営資源の洗い出し

◎宣言 共助の観点から、地域社会のため、以下についても宣言しましょう。

- 職場周辺の地域が行う災害訓練には積極的に参加します。また、災害発生時は、十分な身体防護対策をとり、2次災害が起きないよう最大限の配慮を行った上で、救助・消火活動等に協力します。
- 帰宅困難者や地域に提供するため、1割増しの備蓄物資の確保に努めます。

当社の「これだけは！」シート（自然災害対策版）は、次回2023年1月に見直します。



防災ガイドマップを発行

いいね! シェアする ツイート

更新日：2020年03月02日

市では、2011年3月11日に発生しました、東日本大震災を教訓に、改めて市民のみなさまに防災意識を高めてもらうため、市内の避難場所や地域防災マップ、地震・風水害・土砂災害が起きたときの対策方法などを掲載した市民向け「**防災ガイドマップ(改訂版)**」を発行し、広報いずみ(平成30年4月号)と同時に配布しました。

本書を是非ご家族のみなさままでご覧いただき、ご自分の命とご家族の命を守るために活用いただければ幸いです。

 [目次 \(PDFファイル: 574.7KB\)](#)

防災ガイドマップ・ハザードマップ

防災ガイドマップを発行

[和泉市地震ハザードマップ
と地域危険度マップ](#)

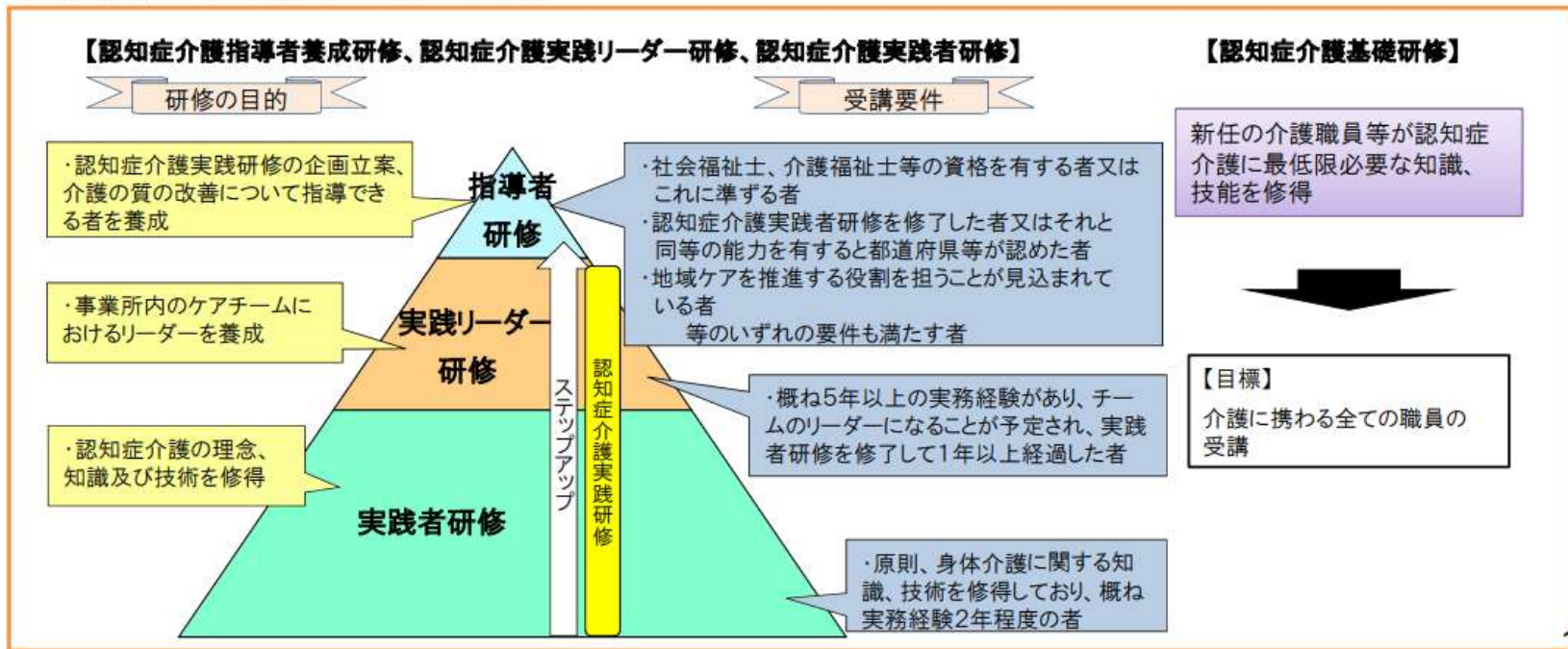
[和泉市洪水ハザードマップ](#)

[和泉市ため池ハザードマッ](#)

2.(1)④ 認知症介護基礎研修の受講の義務づけ

概要	【全サービス（無資格者がいない訪問系サービス（訪問入浴介護を除く）、福祉用具貸与、居宅介護支援を除く）★】
<p>○ 認知症についての理解の下、本人主体の介護を行い、認知症の人の尊厳の保障を実現していく観点から、介護に関わる全ての者の認知症対応力を向上させていくため、介護サービス事業者に、介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じることを義務づける。【省令改正】</p> <p>その際、3年の経過措置期間を設けることとするとともに、新入職員の受講についても1年の猶予期間を設けることとする。</p>	

(参考)介護従事者等の認知症対応力向上の促進



お役立ちツール

■大阪府「認知症介護基礎研修」

(<https://www.pref.osaka.lg.jp/kaigoshien/ninnshishou-gyakutai/kiso.html>)

6. ② 高齢者虐待防止の推進

概要

【全サービス★】

- 全ての介護サービス事業者を対象に、利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めることを義務づける。その際、3年の経過措置期間を設けることとする。【省令改正】

基準

- 運営基準（省令）に以下を規定
 - ・ 入所者・利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない旨を規定。
 - ・ 運営規程に定めておかなければならない事項として、「虐待の防止のための措置に関する事項」を追加。
 - ・ 虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じなければならない旨を規定。
 - 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること
 - 虐待の防止のための指針を整備すること
 - 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること
 - 上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと

(※3年の経過措置期間を設ける。)

高齢者虐待防止の推進

- 運営規程に「虐待の防止のための措置に関する事項」を追加
- 委員会の定期的開催と、結果は従業者に周知徹底を図る
- 指針の整備
- 定期的な研修の実施（年1回以上及び新規採用時）
- 担当者の設置
- 令和6年3月31日までは経過措置（運営基準）

お役立ちツール

■厚生労働省「高齢者虐待防止」

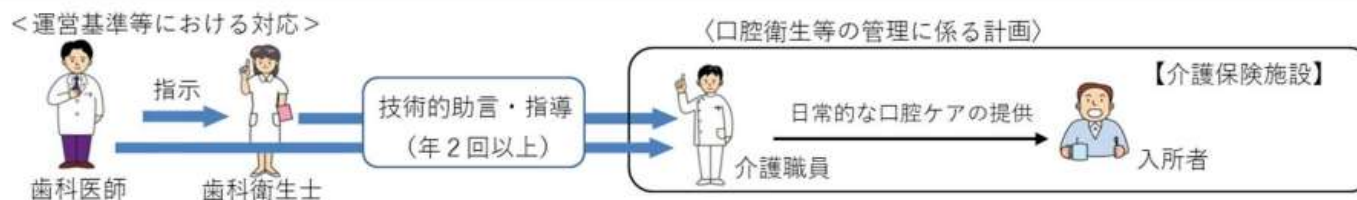
(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/boushi/index.html)

■大阪府「高齢者虐待防止」

(<https://www.pref.osaka.lg.jp/kaigoshien/koreishagyakutai/index.html>)

3.(1)⑭ 施設系サービスにおける口腔衛生管理の強化

概要	【介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護療養型医療施設（一部除く）、介護医療院】						
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 施設系サービスにおいて口腔衛生管理体制を確保するよう促すとともに、状態に応じた丁寧な口腔衛生管理を更に充実させるため、口腔衛生管理体制加算を廃止し、同加算の算定要件の取組を一定緩和した上で、3年の経過措置期間を設け、基本サービスとして、口腔衛生の管理体制を整備し、入所者ごとの状態に応じた口腔衛生の管理を行うことを求める。【省令改正、告示改正】 ○ 口腔衛生管理加算について、CHASEへのデータ提出とフィードバックの活用による更なるPDCAサイクルの推進・ケアの向上を図ることを評価する新たな区分を設ける。【告示改正】 						
単位数							
	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="text-align: center;">< 現行 ></td> <td style="text-align: center;">< 改定後 ></td> </tr> <tr> <td>口腔衛生管理体制加算 30単位/月</td> <td>⇒ 廃止</td> </tr> <tr> <td>口腔衛生管理加算 90単位/月</td> <td>⇒ 口腔衛生管理加算（Ⅰ）90単位/月（現行の口腔衛生管理加算と同じ） 口腔衛生管理加算（Ⅱ）110単位/月（新設）</td> </tr> </table>	< 現行 >	< 改定後 >	口腔衛生管理体制加算 30単位/月	⇒ 廃止	口腔衛生管理加算 90単位/月	⇒ 口腔衛生管理加算（Ⅰ）90単位/月（現行の口腔衛生管理加算と同じ） 口腔衛生管理加算（Ⅱ）110単位/月（新設）
< 現行 >	< 改定後 >						
口腔衛生管理体制加算 30単位/月	⇒ 廃止						
口腔衛生管理加算 90単位/月	⇒ 口腔衛生管理加算（Ⅰ）90単位/月（現行の口腔衛生管理加算と同じ） 口腔衛生管理加算（Ⅱ）110単位/月（新設）						
基準・算定要件							
	<p>< 運営基準（省令） >（※3年の経過措置期間を設ける）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない」ことを規定。 ※ 「計画的に」とは、歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔衛生に係る技術的助言及び指導を年2回以上実施することとする。 <p>< 口腔衛生管理加算（Ⅱ） ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 加算（Ⅰ）の要件に加え、口腔衛生等の管理に係る計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、口腔衛生等の管理の実施に当たって、当該情報その他口腔衛生等の管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。 						



3.(1)⑮ 施設系サービスにおける栄養ケア・マネジメントの充実

概要	【介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護療養型医療施設（一部除く）、介護医療院】	
○ 介護保険施設における栄養ケア・マネジメントの取組を一層強化する観点から、栄養マネジメント加算等の見直しを行う。【省令改正、告示改正】		
単位数		
<p><現行> 栄養マネジメント加算 14単位/日</p> <p>なし 低栄養リスク改善加算 300単位/月 経口維持加算 400単位/月</p>	⇒	<p><改定後> 廃止 栄養ケア・マネジメントの未実施 14単位/日減算（新設） （3年の経過措置期間を設ける）</p> <p>栄養マネジメント強化加算 11単位/日（新設）</p> <p>廃止 変更なし</p>
基準・算定要件等		
<p><運営基準（省令）></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ （現行）栄養士を1以上配置 → （改定後）栄養士又は管理栄養士を1以上配置。 ○ 栄養マネジメント加算の要件を包括化することを踏まえ、「入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない」ことを規定。（3年の経過措置期間を設ける） <p><栄養マネジメント強化加算></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 管理栄養士を常勤換算方式で入所者の数を50（施設に常勤栄養士を1人以上配置し、給食管理を行っている場合は70）で除して得た数以上配置すること ○ 低栄養状態のリスクが高い入所者に対し、医師、管理栄養士、看護師等が共同して作成した、栄養ケア計画に従い、食事の観察（ミールラウンド）を週3回以上行い、入所者ごとの栄養状態、嗜好等を踏まえた食事の調整等を実施すること ○ 低栄養状態のリスクが低い入所者にも、食事の際に変化を把握し、問題がある場合は、早期に対応すること ○ 入所者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、継続的な栄養管理の実施に当たって、当該情報その他継続的な栄養管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。 <p><経口維持加算></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 原則6月とする算定期間の要件を廃止する 		